

介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護
グ ル ー プ ホ ー ム あ ず さ 小 町 運 営 規 定

(規定の趣旨)

第1条 医療法人 梓誠会 梓川診療所が開設する、介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護事業所（以下「グループホーム」という）が行う介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 要支援2又は要介護者であって認知症の状態にある者（以下「利用者」という）の心身の状況により、または利用者の家族の身体的および精神的な負担の軽減を図るために、共同生活住居において家庭的な環境のもとで可能な限りその有する能力に応じて、自立した日常生活が送れるように、グループホームによるサービスを提供するものとする。

(運営の目的)

第3条 グループホームの運営にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて、自立の支援と日常生活上の世話および機能訓練を行い、利用者の不安解消ならびに家族の心身の負担軽減に努める。
また、居宅介護支援事業者、協力医療機関、関係市町村、地域の保健・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(名称および所在地)

第4条 グループホームの名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム あずさ小町
- (2) 所在地 松本市梓川梓2344番地1

(職員の職種および員数)

第5条 グループホームの職員の職種、員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常 勤 1名 計画作成担当者兼務
- (2) 計画作成担当者 常 勤 1名 管理者兼務
- (3) 介護従事者 常勤換算で 5名以上

(職務内容)

第6条 職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は業務全般を統括し、職員を監督指揮して業務管理および運営にあたる。
- (2) 計画作成担当者は、利用者個々の心身に応じた介護計画を作成する。
- (3) 介護職員は、介護計画に基づき利用者の日常生活の介護を行う。

(介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護の内容)

第7条 グループホームは、利用者が共同生活を送る住居において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、常にご家族と連携して次のサービスの提供を行う。

- (1) 利用者個々の残存機能・能力を十分に生かした共同生活の支援
- (2) 入浴・食事・排泄等の日常生活上の必要な介助
- (3) 日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練の実施
- (4) 利用者の健康状態を常に確認するとともに、健康維持のための適切な処置の実施
- (5) 利用者のためのレクリエーションの実施
- (6) 利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者および家族に対して相談等の精神的ケアの実施
- (7) その他、利用者の生活向上のために必要な援助

(利用定員)

第8条 グループホーム あずさ小町の定員は9名とする。

(利用料その他の費用)

第9条 利用料等の金額は次のとおりとする。

- (1) 厚生労働大臣が定める告示上の金額の
1割分又は2割分又は3割分
- (2) 入居支度金 58,000円
(退去時の居室の修理・清掃代に充当)
- (3) 家賃 1か月 58,000円
- (4) 食材費 1日 2,010円
朝食 570円
昼食 720円
夕食 720円

- (5) 水道光熱費 1 か月 16,000円(4~10月)
19,500円(11~3月)
- (6) 共益費 1 か月 1,000円
- (7) その他 理美容代、オムツ代等、日常生活上で利用者負担が
適当と認められるもの。………実費

- 2. 前項にかかる費用の徴収に際しては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について文書を交付して説明を行い、支払いに同意する旨の文書に記名押印をして同意を得るものとする。

(利用の手続き)

- 第10条 グループホーム利用の提供を開始するときは、あらかじめ利用申込者に対し面接を行い、利用申込者および家族に対して、この規定の概要、職員の勤務体制等、その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い同意を得るものとする。
- 2. 利用者については、心身の状況、個性、境遇、嗜好その他の調査および健康審査を行い、これを記録保存しておくものとする。
- 3. 利用者の衣類その他所持品を確認する。

(グループホームおよびサービス利用にあたっての留意事項)

- 第11条 グループホームおよびサービス利用にあたっての留意事項は次のとおりとする。
 - (1) 利用者は普段の生活の延長と考えて、楽な気持ちで入居し、職員、入居者相互間の信頼と助け合いで仲良く暮らすようにする。
 - (2) 日常生活上の用件や身体の具合等について、気兼ねなく職員に伝える。
 - (3) その他、利用上における注意事項は、重要事項説明書等の定めによるものとする。

(面 会)

- 第12条 外来者が利用者と面会しようとするときは、所定の面会簿に氏名等必要事項を記載しなければならない。

(外出・外泊)

- 第13条 利用者が外出または外泊しようとするときは、あらかじめ日時、用件、行き先および付添人等を記入した届出書により、管理者の了承を

得るものとする。

(入居拒否)

第14条 管理者は、利用申込者が次の各号に該当するときは、入居を拒否できるものとする。

この場合、管理者は必要に応じ、関係市町村または当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等と密接な連携に努めるものとする。

- (1) 伝染病疾患を有するとき
- (2) 疾病により、利用が困難と認められるとき
- (3) 著しく共同生活を乱す恐れがあるとき
- (4) その他、入居が不相当と認める正当な理由があるとき

(身元引受人)

第15条 入居が決定した者は、入居に際し、成年者で独立の生計を営む者を身元引受人に定め、別に定める契約者により、利用者と連名で事業者と契約を締結するものとする。

ただし、社会通念上、身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りでない。

(退 所)

第16条 管理者は、利用者が次の各号に該当するときは、退去させることができる。

この場合、管理者は、関係市町村または当該利用者に係わる居宅介護支援事業者等と密接な連携を図るものとする。

- (1) 利用者から退去の申し出があったとき
- (2) 利用者が無断で退去し、復帰の意思がないとき
- (3) 利用者が病院等に入院し、回復の見通しがないとき
- (4) 利用者が14条の状態になったと認められるとき

(秘密保持)

第17条 事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者およびその家族、利用者代理人などに関する秘密、個人情報については、利用者または第三者の生命、身体などに危険がある場合など正当な理由のある場合を除いて、契約中および契約終了後、第三者にもらすことはありません。

2. あらかじめ文書により、利用者または利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件のもとで情報を提供することができます。

(損害賠償)

第18条 事業者は、利用者のサービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

ただし、利用者に重大な過失がある場合、事業者は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されることがある。

(衛生管理等)

第19条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備等について、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともにその結果について、従業員に周知徹底を図る
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のために研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応)

第20条 緊急時における対応は次のとおりとする。

- (1) 緊急時の対応は、勤務職員が迅速に管理者および家族・身元引受人に連絡する。
- (2) 利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかに協力医療機関若しくは当該利用者のかかりつけ医に連絡をとり、指示を得て対処するものとする。
- (3) 協力医療機関は次のとおりとする。

梓川診療所、松本市立病院、めいデンタルクリニック

(非常災害対策)

第21条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う

ものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

- (1) 防火管理者を選任し、消防法施行規則第 3 条に基づく計画を策定する。
- (2) (2) 防火管理者は、職員に対し防火教育・意識の徹底、防火・消防訓練を実施する。
- (3) 非常災害時設備は、契約保守事業者による点検を行い、常に有効に保持するよう努める。
- (4) 災害時および災害防止対策の実施にあたっては、地元消防署および地域住民との協力体制の確立に努める。

(事故発生時の対応)

第 2 2 条 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、当該利用者の居宅介護支援事業者および市町村に連絡を行うとともに必要な処置を講ずる。

2. 利用者に対する介護サービスの提供により、事業所の責に帰する事故が発生した場合は、損害賠償を含め誠意をもって対応する。

(苦情処理)

第 2 3 条 利用者からの介護サービスに係わる苦情に対して、次により迅速かつ適切に対応する。

- (1) 日頃から必要な記録を保持する。
- (2) 利用者からの苦情申し出には誠意をもって対応する。
- (3) 苦情の内容を所定の様式により速やかに管理者に報告する。
- (4) 管理者は必要により苦情処理委員会を開催し、苦情の処理に当たる。

(虐待防止に関する事項)

第 2 4 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じることとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体的拘束に関する事項)

第25条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、必要な措置を講ずることとする。

2. 前項の規定による身体的拘束等は、利用者及び利用者家族に説明を行い、文章を取り交わし、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
3. 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間及びその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(サービス提供の記録)

第26条 介護サービスを提供したときは、提供日および内容等の必要事項を利用者の居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しなければならない。

(その他運営に関する事項)

第27条 職員の質的向上を図るため、研修の実施、業務体制の整備を行う。

- (1) 採用時研修 6ヶ月以内。
- (2) 行政および福祉団体等が行う認知症対応等の研修参加。
2. 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 事業所の職員であった者で業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
4. 身体拘束について、事業所は、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
5. この規定に定める事項以外の運営に関する重要事項は、開設法人与事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成27年 4月 1日から施行する

平成30年	1月	27日から施行する
平成30年	4月	1日から施行する
平成30年	8月	1日から施行する
平成30年	9月	1日から施行する
令和3年	2月	1日から施行する
令和3年	6月	1日から施行する
令和4年	4月	1日から施行する
令和4年	7月	1日から施行する
令和5年	11月	1日から施行する
令和6年	2月	1日から施行する
令和6年	9月	1日から施行する
令和7年	4月	1日から施行する